

2023年8月31日

各位

会社名：株式会社 SDS ホールディングス
代表者名：代表取締役社長 渡辺 悠介
(コード番号：1711 東証スタンダード)
問い合わせ先：管理本部長 田中 圭
(Tel:03-6821-0004)

当社元役員等ら（一部）に対する責任追及の裁判上の和解による解決 及び特別利益の発生に関するお知らせ

当社は、2019年6月20日付けプレスリリース「(開示事項の経過) 改善計画・状況報告書(原因の総括と再発防止策の進捗状況)について」(以下「2019年リリース」といいます。)及び2020年4月17日付けプレスリリース「当社元役員らに対する責任追及のお知らせ(続報)」(以下「2020年リリース」といいます。)において、2019年2月14日発表「改善計画・状況報告書(原因の総括と再発防止策の進捗状況)について」の「V. 責任の明確化について」に関し、過年度の不適切会計(以下「本件不適切会計」といいます。)に関与した元役員らに対する責任追及(以下「本件事案」といいます。)として、任意に損害賠償請求の交渉を行った上で、その進展に応じて損害賠償請求訴訟を提起する旨を開示しておりました。

本日、当社においては、一部の元役員等(以下「本件元役員等」といいます。)(注)との間で、本件事案に関して裁判上の和解(以下「本和解」といいます。)が成立し、また、本和解に伴い、特別利益が発生することとなりましたので、以下のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本和解に至る経緯について

当社は、本件不適切会計に関与した元役員らに対する損害賠償請求に関し、2019年リリースの開示後、関係当事者に対する対面又は文書でのヒアリング及び2018年7月11日付けプレスリリース「第三者委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」において開示した、第三者委員会が作成した同日付け調査報告書の事実認定の基礎となったと思われる資料の精査を行うとともに、公認会計士に対し、会計面での専門的知見に基づく調査・分析を依頼し、更なる調査・分析・検討を行った上で、本件不適切会計において任務懈怠が認められるものと判断した当社元役員らを確定し、同人らとの間で、役員責任等に関する損害賠償請求の交渉を行って参りました。

そして、今般、当社は、上記の交渉過程を踏まえ、訴訟上の立証の観点、本件元役員等の資力とそれを前提とした損害額の回収可能性及び当社に生じる費用の額と回収可能性の認められる額との均衡その他諸般の事情を勘案した結果、本件元役員等との間で、本件事案に関し、会社法850条4項の定めに従い、2023年6月28日、東京地方裁判所へ本件元役員等を被告とする損害賠償請求訴訟を提起した上で、本和解を行うことといたしました。

2. 和解の内容

本件元役員等が、当社に対し解決金(以下「本件解決金」といいます。)として1945万5350円を支払うことを主たる内容とするものですが、当事者間の合意により、その他の和解内容の詳細につきましては公表を控えさせていただきます。なお、本件解決金の支払は本件元役員が法的責任を認めることに基づくものではなく、道義的な責任のみ認めることに基づく支払です。

3. 特別利益の発生

本件解決金については、当社は、特別利益として1945万5350円を計上いたします。

4. 業績への影響

当社の 2024 年 3 月期連結業績に与える影響は軽微なものと考えております。今後、当社の業績に影響する場合には速やかに開示いたします。

(注) 本件元役職員等とは、2019 年 6 月 20 日付け「(開示事項の経過) 改善計画・状況報告書(原因の総括と再発防止策の進捗状況)について」の F 氏及び 2020 年 4 月 17 日付け「当社元役職らに対する責任追及のお知らせ(続報)」の K 監査法人のことです。

以 上